



【#21号】保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する解明申し入れを行う!

八王子地本は4月26日に「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」八王子支社より提案受け、5月9日に八地申第21号の解明申し入れを行いました。

JR東労組は「メンテナンス体制の再構築（設備21）」その後の「メンテナンス体制の改善」議論について、安全な鉄道を守るための効率的な業務体制を確立すべく取り組んできました。そして、会社との真摯な議論を通じて、経験に裏打ちされた技術力を後世に残していくこと、安全な職場を確立するためにJR直轄とパートナー会社が相互の役割と目指すべき将来像を明確にしてきました。

しかし「メンテナンス体制の再構築（設備21）」実施から16年が経過し、保線職場においても急激な世代交代に技術継承・技能伝承が追いつかず、若手技術者の負担は増加しており、安全に関わる事故や大規模な輸送障害が止まりません。私たちを取り巻く環境は、少子高齢化社会・生産年齢人口の減少という厳しい社会環境が眼前に迫っています。そのような中で安全を守るために命を価値基軸と判断できる鉄道技術者の育成が急務です。

鉄道安全の基本となる線路保守の現場に関する施策は、今後のJR東日本の経営を左右する大きな課題です。JR東労組は、新技術導入や体制の変更については、鉄道の安全確保を前提とし、JRだけでなくパートナー会社の皆さんも働きがいを感じ、一生の仕事にしたいと思えるものでなければならないと考えます。



申し入れ事項

1. 「メンテナンス体制の再構築（設備21）」その後の「メンテナンス体制の改善」施策の成果と課題を明らかにすること。また、今回の「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」を実施するに至った問題意識を明らかにすること。
2. 「メンテナンス体制の再構築（設備21）」で議論されてきた「設備改良」の進捗および計画を明らかにすること。また、設備管理システムにおけるデータと現場との整合性に対する精度を明らかにすること。
3. 線路設備モニタリングの導入するに至った経緯と問題意識を明らかにすること。また、E233系に搭載したモニタリング装置の成果と課題を示すこと。
4. 線路設備モニタリングを導入することで期待される効果を具体的に示すこと。
5. 閑散線区の保守業務見直しに関して、パートナー会社に移管される業務と閑散線区におけるJRとしての業務を明らかにすること。また、管理線区としてJR社員が現場を把握できる体制構築における方策を明らかにすること。
6. 認定線路技術者を養成する対象人数、既存の資格との違いを明らかにすること。また認定線路技術者への指導教育をどの機関の誰がどのように行うのか明らかにすること。
7. 技術教育科の役割について見直す内容を明らかにすること。また、提案時に示されている要員削減を可能とする根拠を示すこと。

「安全・健康・ゆとり・働きがい」を担保し、技術継承・技能伝承できる施策にしていくため、解明交渉を行い基本要求をつくっていきます!